

秋田県自動車運転代行業継続支援金（第2弾）【申請受付要項】

【支援金の概要】

1 趣旨

この支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が大幅に減少し、経営状況が悪化している自動車運転代行業者に対し、事業継続を支援すること目的として支給するものです。

2 支給額

随伴用自動車1台あたり7万円

【申請要件】

本支援金の申請要件は、秋田県公安委員会の認定を受けている運転代行業者であって、次の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 令和3年2月1日時点において、秋田県公安委員会の認定を受けていること。
- (2) 申請時点において、事業継続の意志を有すること。
- (3) 申請事業者の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- (4) 法令その他の関係法規を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

【対象となる車両の要件】

支援金の対象となる随伴用自動車は、上記の申請要件を満たす運転代行業者が保有する随伴用自動車であって、令和3年2月1日時点で秋田県公安委員会に登録されている車両です。

【受付期間】

令和3年4月1日（木）から同年4月30日（金）（消印有効）まで

【申請方法】

申請書類を次の宛先に郵送してください。

<宛先> 〒010-8572 秋田県秋田市山王3-1-1

秋田県産業政策課 運転代行支援金申請受付 あて

※封筒の裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

【お問合せ先】

ご不明な点はこちらにお問い合わせください。

秋田県産業政策課 企画班 電話番号：018-860-2214

受付時間：午前9時～午後5時（月～金）

【申請手続きの流れ】

1 本支援金の申請書の入手方法

運転代行業者の皆様にご個別に郵送しますが、紛失、書き損じの場合は、次の方法にて、申請書を入手することができます。

- ・「美の国あきたネット」（秋田県公式サイト）からダウンロード
- ・秋田県庁第二庁舎3階産業政策課で受け取る

2 申請に必要な書類

- ①秋田県自動車運転代行業継続支援金（第2弾）申請書兼実績報告書兼請求書
- ②秋田県公安委員会から交付された運転代行業の認定証のコピー
- ③振込先口座番号と口座名義が分かる通帳等のコピー
（通帳表紙の裏面などカナ口座名義が分かる部分）

3 申請書類の提出

申請書類を次の宛先に郵送してください。

＜宛先＞〒010-8572 秋田県秋田市山王3-1-1

秋田県産業政策課 運転代行支援金申請受付 あて

※封筒の裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を支給します。また、審査完了後、順次振込の予定です。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、支援金の支払いをもって通知に替えさせていただきます。

申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付いたします。

【その他】

- 1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、秋田県は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還しなければなりません。
- 2 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の支給を受けた事業者名などの情報を公表することがあります。

◎この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています◎